

審 查 基 準 整 理 票

処	分	名	建築物エネルギー消費性能適合性判定（計画の変更）								
根拠法令名			建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律			(条項) 第 1 1 条第 2 項					
基準法令名			建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律			(条項) 第 1 0 条第 1 項					
			建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則			(条項) 第 5 条					
			建築物のエネルギー消費性能基準等を定める省令			(条項) 第 1 条第 1 項					
所管部署			都市計画部 建築指導課 設備審査係								
標準処理期間			1 4 日			法定処理期間			1 4 日		
【審査基準】 ・文書の名称 【 】 ・掲載図書等 【 】 ・内 容 □全部記載 ■一部・項目のみ記載 □※ 建築物エネルギー消費性能適合性判定（計画の変更）は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 5 条に該当する場合を除き、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 1 0 条第 1 項及び建築物のエネルギー消費性能基準等を定める省令第 1 条第 1 項に該当することを基準とする。											

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。